

■ 第2編 風水害対策

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、神埼市防災会議が作成する神埼市地域防災計画の一部を構成するものであって、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地すべり、土石流、がけ崩れ等による風水害に対処するための総合的な計画であり、市並びに防災関係機関が、この計画に基づく風水害に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興を実施することにより、市土並びに市民の生命、身体及び財産を風水害から保護し、被害を軽減することを目的とする。

第2節 計画の性格

この計画は、神埼市の防災に関する基本計画であり、次の性格を有するものである。

1. 国(中央防災会議)の防災基本計画に基づいて作成し、佐賀県地域防災計画、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画との整合を図ったものである。
2. 災害対策基本法及び防災関係諸法令に基づいて作成し、神埼市の地域に係る防災に関する施策及び計画を総合的に網羅し、体系的に位置づけするとともに、防災関係機関の実施責任を明らかにしたものである。
3. 国土強靭化に関する部分については、その基本目標である、
 - (1) 人命の保護が最大限図られる。
 - (2) 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される。
 - (3) 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
 - (4) 迅速な復旧・復興
 を踏まえた計画とするものとする。

第3節 防災の基本理念

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、市土及び市民の生命、身体及び財産から保護する、行政上最も重要な施設である。

災害発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせて災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめなければならない。

また、防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階の基本理念は以下の通りである。

1. 災害予防段階における基本理念「周到かつ十分な災害予防」

災害の規模によっては、ハード対策だけでは、被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策の改善を図ることとする。

また、最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起きた大規模災害の教訓を踏まえて、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

2. 災害応急段階における基本理念「迅速かつ円滑な災害応急対策」

災害直後は、可能な限り被害規模を早期に把握するとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害対応に必要な資源を適切に配分する。

また、被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、災害応急段階においては、防災関係機関は、災害応急対策従事するものの安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。

3. 災害復旧・復興段階における基本理念「適切かつ速やかな災害復旧・復興」

発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

第4節 これまでの風水害被害

本市は、その自然的、社会的環境から、これまで大雨、暴風雨、高潮、地すべり等による風水害の被害を数多く受けてきた。

その主なもの特徴は、次のとおりである。

1. 大雨

本市で発生する風水害のうち、その半分は大雨によるものである。

大雨の原因を分類すると、前線、低気圧、台風の順である。

日降水量100mm以上の大雨は、6月から7月の梅雨期に最も多く、この2か月で年間の60%を占めている。次いで、8月、9月の台風シーズン(25%)が多い。

日降水量200mm以上の大雨や1時間降水量50mm以上の激しい雨は、梅雨末期の6月下旬から7月中旬にかけて多い。

大雨の降り方は、

- (1) 短時間(1~3時間)に集中して降る
- (2) 長時間降り続いた結果、降水量が多くなる
- (3) 長時間降り続く中で、短時間に集中して降る

などに分けられるが、このうち(3)の降り方は、特に大きな災害を引き起こすことがある。

2. 台風による暴風雨

本市は、台風が来襲する頻度が高い。

台風が神埼市に接近する時期は、6月から10月で、そのうち8月が最も多い。その経路は、九州の東岸や東海上を北上したものと、九州の西岸や西海上を北上したものが最も多い。

台風は、熱帯地方から暖かい湿った空気を運んで、広い範囲に大雨を降らせる。台風に伴う大雨は、台風の経路や勢力(大きさ、強さ)、九州付近に前線が停滞しているか等の条件によって雨の降り方が異なるので、注意が必要である。特に、九州付近に前線が停滞していると、台風が南の海上にある頃から、強い雨が降り出すことが多い。

台風の風速は、台風の中心から50~150km付近が最も強い。風速は、地形などの影響を大きく受けるため、個々の台風についての風速分布は一様でなく、中心からかなり離れているところでも、強い風が吹く場合もある。

風圧は、風速の2乗に比例しており、風速が2倍、3倍になると、その風圧は4倍、9倍と飛躍的に大きくなる。

強風は、建造物、樹木等を直接破壊するだけではなく、火災の延焼、高潮、高波、潮風害等を誘発する。

3. 高潮による災害

有明海は、潮の干満差が著しく大きいことから、全国的にみても、特に高潮が起こりやすい条件にあり、過去にも、数多く高潮被害を受けている。

4. 地すべり等

本市北部には、地形的、地質的に不安定な山地丘陵地帯があり、土石流、地すべり、急傾斜地の崩壊等の発生する危険性が高い。

5. 大雪

佐賀県の大雪は冬型気圧配置(季節風)によるものと、台湾近海で発生した低気圧が九州の南岸付近を発達しながら東進するものに大別される。

一般に積雪10cm以上になると大雪の災害が出はじめ、30cm以上になると大きな災害が発生している。

第5節 計画の前提

この計画の前提は、次に示すとおりとする。

1. 豪雨・大雨(洪水)

- (1) 昭和28年の西日本全域にわたる記録的な豪雨災害は、今後も発生することを予想する。
- (2) 昭和37年、38年、平成2年、令和元年、令和3年の集中豪雨による局地的な激甚災害は、今後も頻発することを予想する。

2. 台風

台風常襲地帯としての立地的な条件から、暴風雨による影響を毎年受けることを予想する。

3. 高潮

有明海の異常高潮は、過去における最大記録が発生することを予想する。

4. 地すべり等

大惨状をきわめる地すべり、山崩れ等の災害は、多発的な傾向を辿ることを予想する。

5. 大雪

昭和38年1月～2月、43年、平成28年のような大雪が、今後も発生することを予想する。